

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年8月10日(木) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 吉川遂也
國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 藤原洋二
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名
8. 会議に付した事件

- 1 第4回市議会定例会における予算決算常任委員会運営について

午前11時14分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を開会いたします。欠席届が藤原洋二委員より提出されております。ただいまの出席委員は18名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

- 1 第4回市議会定例会における予算決算常任委員会運営について

○赤木忠徳委員長 本日の議題は、令和4年度決算審査についてであります。それでは、令和4年度決算の審査の方法についてお諮りいたします。各常任委員会の所管事務の例による区分により分科会において審査をしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。それでは、9月定例会における決算審査等の日程について事務局から説明させます。事務局。

○山根啓荘議会事務局長 本日の委員会では、分科会設置による決算審査と補正予算の審査もあわせた日程の御確認をいただきたいと思っております。本日は、この委員会終了後、各分科会におきまして正副主査の互選と重点審査事業の決定を予定しております。それでは、お手元に配付しております資料1をごらんください。モアノートへ資料1を入れております。縦に日付、横に会議の区分となっております。まず8月28日、9月定例会の招集告示がされ、議案が送付されますので、皆様へ議案をお渡しいたします。9月4日、9月定例会初日ということで、各会計決算と補正予算の議案が上程され、執行者から説明を受けて、総括質疑が行われ、それぞれの付託審査が決定されます。本会議終了後、予算決算常任委員会を開催していただきまして、決算議案についての全体質疑が行われます。委員会終了後の正副主査会議におきまして、決算審査の方針、分科会の進め方等を御確認いただきます。次に、9月5日から7日までの3日間におきまして、決算審査分科会の所管課別審査を予定しております。

なお、9月8日を分科会の予備日としております。9月11日、補正予算の審査をしていただく予算決算常任委員会を予定しております。終了後、予算審査の関係の正副主査会議を開催していただき、各分科会の審査の状況や附帯意見等の対応を確認していただきます。9月19日から21日の3日間は、本会議にて一般質問が行われます。9月26日本会議におきまして、9月11日に行いました補正予算審査の結果について、委員長報告がされ、質疑、討論、採決となります。本会議終了後に予算決算常任委員会を開催し、決算審査について、主査報告、質疑、委員会での採決が予定されております。そして、9月28日、本会議最終日において、決算審査の結果についての委員長報告、質疑、討論、採決といった運びになります。以上が、決算及び補正予算の審査日程の説明となります。9月5日からの各分科会の詳細日程につきましては、資料2をごらんいただきますと、そちらに記載しておりますので、日程や担当所管課については、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○赤木忠徳委員長　　ただいまの説明に質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　それでは、審査日程はそのように決定いたします。この後の日程ですが、引き続き各分科会を開催いただき、正副主査の互選と決算審査の重点審査事業を決定していただきます。なお、本日中に執行者へ重点審査事業を通知したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○政野太委員　　企画建設常任委員会で、水道課が入っていないのですけれども、県に行ったのですが、令和4年度については決算審査している。これは分科会でしなくていいのですか。

○赤木忠徳委員長　　事務局長。

○山根啓荘議会議事務局長　　それについては、環境政策課が所管しておりますので、そちらで決算審査を行ってください。

○赤木忠徳委員長　　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　それでは、以上で、本日の予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午前11時21分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長